

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿 革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 <u>平成22年1月29日 一部改正</u></p> <p>第1条 ~ 第36条 （略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定） 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 2 <u>被保険者は、別に付した特約において重要資産等に含めた株式について質権を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</u> 3 日本貿易保険は、<u>前2項</u>の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 ~ 第41条 （略）</p> | <p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿 革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正</p> <p>第1条 ~ 第36条 （略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定） 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 2 日本貿易保険は、<u>前項</u>の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 ~ 第41条 （略）</p> | |

附 則

この改正は、平成 22 年 2 月 1 日から実施する。